

高知県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		3.9E-4	2.1E-1	1.7E+1	16.8
64	エトフェンプロックス	1.2E+1	1.1E+1	3.2E+0	7.7E+0	34.8
117	テブコナゾール				1.3E+0	1.3
139	トラロメトリン			5.7E+0	6.7E-1	6.4
140	フェンプロパトリン			2.0E+0		2.0
153	テトラメトリン	1.1E+2	1.9E+0	1.0E+2	3.7E-2	212.8
181	ジクロロベンゼン	2.0E+2	1.6E+2			364.8
225	トリクロルホン		3.4E+0			3.4
248	ダイアジノン		5.1E-1			0.5
251	フェニトロチオン		9.5E+1	1.6E+0	3.2E-2	97.1
252	フェンチオン	2.6E+0	4.9E+1			51.5
256	デカン酸				1.5E+0	1.5
350	ベルメトリン	7.4E+0	2.6E+1	7.6E+0	2.3E+1	64.0
405	ほう素化合物		3.3E-1	9.2E+0	9.3E-1	10.5
427	カルバリル			7.6E+1		76.1
428	フェノプカルブ			5.6E+1	6.1E+1	116.9
457	ジクロールボス	5.0E+1	4.4E+2			492.5
合 計		3.9E+2	7.9E+2	2.6E+2	1.1E+2	1552.9

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等